

木造非住宅建築物建築実証事業

Q & A

〔応募条件、対象建築物について〕

- Q 1 申請者は県外の個人事業主、団体、事業者でも可能ですか。
A 建築物を県内で建築する場合であれば可能です。
- Q 2 寺社仏閣は対象となりますか。
A 憲法第 20 条第 3 項（政教分離）及び憲法第 89 条（公財産の用途制限）に基づき、神社、寺院、教会その他これに類するもの（庫裏を含む）は本事業の助成対象外となります。
- Q 3 店舗併用住宅は対象となりますか。
A 実証部分（非住宅部分）の建築請負契約を別契約するなど、実証の対象を明確に切り離せる場合は対象となります。

〔実証の内容について〕

- Q 4 あいち認証材、国産材の利用量が確認できる出荷証明書や納品書等とはどのような書類ですか。
A あいち認証材では、材料の購入先の認定事業者が発行する認証番号が記載された出荷証明書等の証明書類を実績報告時に添付してください。
国産材については、樹種及び国産材と明記された納品書や伝票等の写しを実績報告時に添付してください。いずれも数量（m³、m²）を明記するようにしてください。
- Q 5 木造化、木質化におけるあいち認証材の使用率 30%はどのように算出すればよいですか。
A 国産木材使用調書を使用し、木造化の場合は材積、木質化の場合は面積で算出してください。同じ物件で木造化、内外装木質化どちらも申請を行う場合はそれぞれ使用率が 30%以上となる必要があります。
- Q 6 竣工後 3 年間の実証の対象期間と実績報告時期はいつですか。
A 採択年度を初年度とし、初年度を含む 3 年間（令和 4 年から令和 6 年）です。年度毎の実績を翌年度 5 月 31 日までに協議会へ提出してください。翌年度以降も同様です。

Q 7 あいち認証材はどこで手に入りますか。

A 愛知県産材認証機構の会員から入手できます。
詳しくは愛知県産材認証機構へお問い合わせください。

Q 8 変更（廃止）届（様式1－8）の提出が必要となるのはどのような変更ですか。

A 申請時から助成金の額や実証内容に変更が生じる場合です。
提出が必要な変更の例：国産木材使用調書の内容、施工者の変更等

〔他の事業との併用について〕

Q 9 木造非住宅建築物設計実証事業との併用は可能ですか。

A 設計実証の募集要件を満たすことができれば可能です。

Q 1 0 他の補助事業との併用は可能ですか。

A 助成金の対象が、他の国庫補助事業や県の補助事業の対象と重複しているものは併用できません（JAS 構造材利用拡大事業等）。市町村の補助事業との併用については当該市町村に確認してください。

〔助成金について〕

Q 1 1 申請時の国産木材使用調書記載の使用量より、実際には多く国産材を使用しました。助成希望額の増額変更はできますか。

A 助成希望額の増額変更はできません。また、減額変更する場合は、すみやかに変更届（様式1－8）を提出ください。

Q 1 2 助成金はいつ支払われますか。

A 令和5年4月～5月頃の予定です。